

2013年4月28日

桜町町内会長 様

宇治・世界遺産を守る会

代表世話人 須田 稔

### 宇治のシンボル景観・塔の島のサクラ並木と景観を守るための要請

貴職におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

さて、昨年12月、国土交通省淀川河川事務所の工事によって、私たち市民が日ごろ慣れ親しんでいる塔の島（府立宇治公園 塔の島・橘島）のサクラ並木が、市民がまったく知らないうちに乱暴に大量に伐採される事件が起きました。

私たちは、驚き、怒り、淀川河川事務所へ抗議しました。そして①市民説明会の開催、②さらなるサクラ並木の伐採の中止、改変工事の中止・見直しを求めました。宇治市長・京都府知事・市議会議長にも、同様の申し入れを行い、また宇治商工会議所と宇治市観光協会にも要請しました。しかし、いまだに市民への説明会は行われず、淀川河川事務所は私たちの要請や質問にたいする回答を拒否しています。

淀川河川事務所の計画では、今年度、塔の川護岸工事に伴って、残された橘島のサクラ並木を伐採する予定です。

現状をお伝えし、なんとしても塔の島のサクラ並木と景観を守るためにお力をお借りしたいとお願いする次第です。

### 30年を経て、見事な並木となっているサクラ並木なぜ切り倒す必要があるのでしょうか。

淀川河川事務所は、河川改修工事ためと説明しています。しかしこれはまやかしです。塔の島における工事は、大きく2つに分類できます。

1つ目は、治水に関係がある工事です。①河床掘削、②塔の川締切堤の撤去、③導水管の一部撤去、④塔の川落差工の一部撤去、⑤亀石遊歩道の一部削除は、治水に関係ある工事です。

2つ目は、治水に関係がない、塔の島を改変するための工事です。サクラ並木伐採の原因となった①橘島と塔の島の切り下げ、②樹木の伐採・半減計画、③橘島の上流端の形を変える、④それに伴う中の島橋の架け替え、⑤トイレの移設、⑥塔の島上流の導流堤の設置などは、治水とはまったく関係がない工事です。

3つ目は、塔の川の護岸工事のように一見治水のための工事に見えるが、その内容は治水と逆行する矛盾した不要な内容を含む工事で2つ目と関連しています。

2つ目の工事は、景観と自然環境の保全が義務づけられている塔の島を、「島を“中州”に近づける」方針で「中州のイメージ」で、何の必要性もないのに現状とまったく異なるものに造り替えるための工事で、最初から間違っている工事です。まったく必要がないことに莫大な税金をつぎ込むだけでなく、今より危険になり、そして景観や環境が自然破壊されるのです。

具体的には、「中洲のイメージ」で、橘島の護岸を壊し島の上面を削って本流側に人が降りられるようにする工事です。このために本流側のサクラ並木が伐採されたのです。塔の島付近の宇治川は、本流側は危険であり、過去の転落死亡事故を受けて、現在安全柵が設置されていることを無視した工事です。塔の島を国から借用して府立公園に使用している京都府は、島を訪れる人々の安全対策のために安全柵を設置するといっています。つまり国の工事は、まったくムダで危険な工事であるという証明です。

この塔の島を改変する基本となっている「島を“中洲”に近づける」という方針は、特異なものです。3月7日の宇治市の回答の場でも、3月8日の淀川河川事務所への申し入れの場における質疑応答でも、当事者がほとんど説明出来ないものであることが明らかになりました。

### 宇治のシンボル景観・塔の島の改変は法令・ルール違反

ご承知の通り、塔の島は「宇治川さくらまつり」の中心舞台、宇治の観光スポット、市民の憩いの場であり、風光明媚な自然環境と歴史的景観に大きな価値があります。

①宇治市が景観法にもとづき定めた「宇治市景観計画」は、「世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を、宇治市のシンボルとして位置づけて、『景観計画重点区域』として背景も含めて保全し、後世に引き継いでゆくことを、市民・事業者・行政の務めとします。」と定めています。景観の保全を義務づけているのです。

②文部科学省は、文化財保護法にもとづいて、「宇治の文化的景観」として、塔の島の島地区とその両岸に広がるまち並み（景観計画重点区域）を、「重要文化的景観」に選定し、景観の保全を義務づけています。

③塔の島は、琵琶湖国定公園であり、京都府の特別風致地区であって、環境と景観の保全が義務づけられています。

④宇治川・塔の島は、平等院・宇治上神社の中間にあって、世界遺産のバッファゾーン（緩衝地帯）に位置します。バッファゾーンにおける大規模な改変は禁止されています。大改変は世界遺産登録そのものを危うくするおそれがあります。

⑤河川法は、「河川環境の整備と保全」を目的に加えています。

⑥国土交通省が2007年につくった「美しい国づくり大綱」は、「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、・・・日本三景の自然景観など、だれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」と景観保全を義務づけています。

今回の塔の島改変工事は、これら一つ一つに抵触するものであり、民間では許されないことが国だから許されるのでしょうか。

私たちは、市民への説明なしに、工事がすすめられ、サクラ並木の大量伐採により島の様相が一変し、景観が破壊されたことをはじめ、さらにサクラ並木を伐採する、島を切り下げあるいは島の形を変えるなど宇治のシンボル景観である塔の島を現状とまったく異なるものに大改変する工事について、市民として大変憂慮しています。

- 1, 塔の島改変工事について、懇談の場を持っていただけませんかでしょうか。
- 2, 塔の島のサクラ並木を残すこと、改変工事を中止することを淀川河川事務所と宇治市へ要請していただけませんかでしょうか。

以上